

公益社団法人鯖江青年会議所運営規則

第1条 総会

- 1 定時総会（以下「総会」という。）はあくまでも「時間を大切に」の趣旨に基づき秩序だった会議を進める。議事の進行に当たっては広く社員（以下「正会員」という。）に発言の機会を与え、多数決意見の決定を尊重する。
- 2 総会は議長のもとに会議の進行をし、運営に関して議長はその責に任ずる。総会は定刻に開会し議長は総会の成立を確認し宣言する。
- 3 議事進行中の発言は、挙手をもって議長の許可を得しかる後発言する。
- 4 議事採決に関しては、定款第21条を適用する。
- 5 議長は議事進行に当たって進行問題の焦点を絶えず正会員全員に周知せしめ且つ採択の結果を公表確認する義務を有する。
- 6 総会の議事に関しては、定款第21条を適用する。

第2条 例会

- 1 例会は原則として毎月1回開催する。
- 2 例会に出席したものは会場に備え付けてある出席表に署名する。
- 3 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず欠欠・遅刻等の連絡をしなければならない。
- 4 出席の励行は各会員の責任に於いて各委員長がこれに当る。
- 5 理事会で認められたJICの公務出張により欠席したときは出席とみなす。

第3条 理事会

- 1 理事会は定款に定めるところにより構成する。
- 2 理事会の議事決定は定款第39条を適用する。
- 3 理事会は例会における報告事項等の審査をなし、その誤りのないことを期する。
- 4 理事会は必要ある時は理事以外の正会員も出席できる。

第4条 委員会

- 1 この法人に委員会を置くことができる。
(1) 定款第25条の規定により設置される代表理事（以下「理事長」という。）がその事業年度計画案に沿って必要と思われる委員会の数・名称及び担当業務は理事会の承認を得てこれを定める。
- 2 各委員会には委員長1名の外副委員長2名以内を置き、委員会の構成は一年毎に解散する。
- 3 委員長は委員会を主宰し委員長に事故ある時は副委員長がその職務を代行する。

- 4 この規定に定める他、特別委員会の設置を必要とする時は、理事会はこれを編成することができる。委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定めることができる。
- 5 委員長は委員会記録を作成し速やかに理事長に提出しなければならない。

第5条 褒章について

鯖江青年会議所による褒章の主旨はJ Cの理想と目的とを推進せしめると共に広くJ Cの意義と主要性とを対外的に認識せしめることにある。

- 1 褒章の種類は次の5種とする。
 - 第1種 青年会議所運動に顕著な功績のある優秀委員会及び優秀会員に授与する褒章。
 - 第2種 例会及び委員会の皆勤者に授与する褒章。
 - 第3種 社会に大いなる貢献をした個人又は団体に授与する褒章。
 - 第4種 定年にて退会する会員に授与する褒章。
 - 第5種 その他特に定める担当委員会が決定した委員会又は会員に授与する褒章。
- 2 前項の選考は理事会に提案し理事会の総意に基づき決定する。
- 3 第1種及び第2種の褒章は原則として期首の定時総会に於いて行う。又第3種及び第1種に該当する褒章についてはその都度適宜にこれを行うものとする。第4種及び第5種の褒章は原則として年末の総会にて行う。
- 4 第1種の（優秀委員会及び優秀会員）選考基準
 - (1) 期首定時総会に於いて正会員でなければならない。

原則として、事業年度当初から1年間の活動状況により選考する。但し、それ以前の活動についても思慮の必要ある時はこの限りでない。
- 5 第2種（皆勤賞）の選考基準
 - (1) 事業年度当初から1年間の例会の出席率100%の会員
- 6 前項の推薦者は褒章期日の30日までに提出せねばならない。
- 7 褒章は理事長が行う。

第6条 事務局

- 1 事務局の運営は専務理事が統轄し、必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。